

## 議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和6年9月25日(水) 午前10時41分～午後0時15分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 3 番 神谷 直子、 5 番 野々山 啓、  
7 番 福岡 里香、 8 番 岡田 公作、 9 番 長谷川広昌、 10 番 北川 広人、  
11 番 鈴木 勝彦、 12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克、

オブザーバー

議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(6番) 今原ゆかり

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

一般1名

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

- 1 請願・陳情について
- 2 関連質問について
- 3 本会議の質問における資料の使用について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

### 《議 題》

#### 1 請願・陳情について

委員長 本件については、前回、8 月 20 日の委員会において、事前に出していただいた御意見に基づき協議をしましたが、意見の一致が難しく、再度、論点を整理した上で御意見をいただくことといたしました。再度、御意見をいただき、皆様方にはお礼を申し上げます。

各会派からの御意見は、事前にタブレットに載せて通知しておりますので御確認いただいていることと思いますけども、各会派の御意見の発表を改めてお願いをいたします。

初めに、市政クラブさん。

意(11) テーマ 1 ですが前回までですと、陳情者は市内在住、在勤、在学の方に限る。その中で議長が本会議の議題とするかどうか判断に迷うものについては、議会運営委員会に諮るということですけれども、議長によっては個人的な主観も入りますし、いろいろその団体との関係もあるでしょうし、そういうことを危惧しますと議会運営委員会に全て諮るということにしていただければいいかなと、もちろん原則は在住在勤在学の方に限るということで、議会運営委員会で諮るということにしていきたいと思います。

委員長 次に公明党さん。

意(5) 公明党といたしましては、1 つ目として、陳情者が市内在住、在勤、在学の方で、議長が本会議の議題とするかどうか判断に迷うものについては議会運営委員会に諮るとこれは記

載させていただきまして、2つ目として、市外からの陳情への対応方針として市政に直接関係がある場合は議長判断とし、本会議の議題とするかどうか判断に迷うものについては議会運営委員会に諮ると、もう一つとしまして、市政に直接関係がない場合、例えば、他自治体の政策や国全体に関する内容など本市と直接関係がない、関係しない陳情については議長預かりとするということで記載していただければと考えております。

委員長 次に共産党さん。

意(12) 昨年議員になりまして、特に問題があるとは思わずにこれまできました。そのため基本的には、今までどおりでいいのではないかと思います。ただ米印にも記載させていただいたのですが、ほかの会派の方の考えもあって議会運営委員会に諮ることはいいのではないかと思いますけれども、ただ受け付ける対象に関しては、やはり幅広く意見あるいは要望を聞いてそれに向き合うことは必要ではないかと考えまして、これまでどおり市内在住、在勤、在学に限らず受け付けしていただければと思います。

委員長 それでは、次に高志クラブさん。

意(8) 現状どおりをお願いします。

委員長 次に新政会さん。

意(14) 私も現行どおりで結構です。

委員長 次に高浜市民の会さん。

意(13) やはり情報公開制度の拡大とかいろんなことを、自治基本条例にしてもそうですね。やはり多くの方の意見を取り入れる、市民の声を反映させる、それが議員としての使命だと思っております。なので、我々は市議会議員ですけど、やはり議会としての考えというのを国に陳情するとかそういったことに関しても社会を変えるべく一つの手段だと思っております。そういったことからいろんな方の御意見に関しては、しっかり御意見を伺った上で我々の国の制度改正によっては市民の生活にも関わってくることも多々ありますので、やはりこれまでどおりなるべく多くの方の陳情を受け入れる形にすべきだと思っております。

なので、これまでどおりと同様の取り扱いでいいと思っております。

委員長 次に清風会さん。

意(9) 基本的に、議運にかける感じでいいと思います。

委員長 次に凛々会さん。

意(7) 論点に書いてあるとおりでいいと思います。

委員長 皆さん方、全体的に関わる話ではありませんけれども、私のほうからちょっと確認をさせていただきたいんですけれども。

陳情に関しては、当然受理は議長宛てに出ますので受理はするという基本でいいんですかね、まず。

質疑なし

委員長 それはよろしいですよ。その中で、精査をして本会議に議案として上げる、上げないという。そこまでの過程をどうするかというお話でよろしいですよ。

質疑なし

委員長 はい、分かりました。

それでは、論点的なところをもう少し絞っていくと、まず陳情に関しましては、議長が期限までに来たものは全て受理をする。滞りなく陳情書が作られている場合は、受理をすると。それから、その中から市内在住、在勤、在学の方からのものと、それからそうじゃないもの、これを分けようじゃないかという話が今あります。

その次に、市内在住、在勤、在学の方のものの中から、さらに議会運営委員会に諮って決めていくというお話が1つラインとしてあります。

これに対して、今現状で賛同できるところが、これ今上から順番にやっていますので、市政クラブさんのところに対して賛同ができるよというほかの会派の方々って見えますかね。

意（13） 賛同する賛同しない以前に、私はなぜ市内在住とか在勤とか在学のものに限るところが、前回の議論でも何か明確によく分からなかったもので、その点について限るということとするという理由について、明確にちょっと教えていただきたいと思います。

意（11） やはり、市内在住、在勤、在学の方は当然高浜市内に関わる方がほとんどだと思います。それに高浜市に愛着を持った方が愛着を持ってこういうことを進めてほしいという陳情を申し入れる方ということで、この限るにいたしました。これに議員としても賛同して、それをどう取り上げていくか、これを議論していくというのが、我々の議員の責務だと考えておりますので、在住在勤在学の方に限るにしていこうと望ましいと考えております。

意（13） 再度お聞きしたいんですけど、今市政クラブさんだけだったので、公明党さんとか、あと清風会さん、凜々会さんにも同じ質問したいと思います。お願いします。

意（9） 基本的に、今市政クラブさんがおっしゃったことに付け加えると、市の実情に応じた陳情があるのではないかと、他市から来るのとやはり市に関係している方々のするものとはやはり違うと思うので、その辺を考えて、市内在住、在勤、在学の方のものに限るということにしたということです。

意（5） 公明党としましても、基本的には、この市内在住、在勤、在学の方からのところに限ってはいきたいなと。

意（7） 前にも言いましたが、市内在住とか在勤、在学されている方の陳情をまず中心に真剣に考えていくために、それ以外の国とか市外の方の陳情はとりあえず受け入れないで、まずは市民の方の陳情をしっかりと精査したいなと思ってそういうふうになりました。

意（13） では、お聞きしたいんですけど。例えば今回陳情書ということで、定数改善計画の早期策定実施と義務教育国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書ということで陳情書が出ているんですね。こういったことは、やはり国に対して申し入れをしていかないとなかなか各自治体どこも財政厳しいですし、やはり今子供真ん中って言われるように義務教育に対してもしっかりと予算づけが必要だと思っております。そういう意味でも、こうやって国の制度をまず変えていただかなければ、やはり各自治体がそういったところに思い切って予算とかつくれないうことでということだと私は思うので、やはりそうやって国に対しての意見書というのは、議会として上げるべきものは上げていかないと、皆さんの本当に、これはもう国だから関係ないではなくて生活に関わってくることですので、やはりそれは国に対することだからとか、地域じゃない方がというのではなくて…

委員長 倉田委員。一例を挙げて言ってもらっても困るんですけど、基本的に陳情を本会議の議案とするかどうかという話をさせていただいているんですね。意見書を上げる、上げないという話をしているわけではないんですよ。

意（13） ということは、いいですよ。今回のこういう陳情書がこういうふうに出た場合、市内の方でない場合、今回のこの意見書案っていうのはたまたま今回この方は市内の方が陳情者として出しているんですけど、こういった意見書についても市外の方の場合は、今後は受け付けないとそういう考えでいいんですね。皆さん今市外の方はということなだけで、私はこういったことも陳情書として市外の方でも取り扱わなければいけないと私は思うんですけど、そういった場合

は、今回のこういうのも市外の方だった場合は、もう受け付けないということですね。

意（14） ちょっと確認させてください。市政クラブさんは、市内在住に限定するだとか何だとか書いてあるんですけども在勤ですね。在勤はいいわけですか。

「書いてある。在住、在勤、在学。」と発声するものあり。

意（14） 在勤でも市外の方が高浜に住んでみえる方があるわけじゃないですか。在勤の方でも、市外から高浜に通ってみえる人がいるではないですか。

委員長 在勤とはそういう方々をいうので。

意（14） 市外の方も見えるわけでしょ。そうすると高浜に勤めてみれば、市外に住んでみえる方でもいいですねと。

「OK。」と発声するものあり。

意（14） そういう話ですね。はい、了解しました。

委員長 8番岡田委員。

意（8） すみません、ちょっと先ほど間違えました。論点のとおりで問題なしで、お願いします。

委員長 委員長として申し上げますけれども、今ここで話しているのは、陳情を本会議の議題として取り上げるかどうかという話であって、意見書を提出するかどうかという話をしているわけではありません。

例えば、本会議に陳情が議案として取り上げられなかった場合であっても、議員の12分の1の数があれば、意見書として本会議に提出することができます。ですから、全員で議論をしてもしなくても、それは現在でも可能なんですよね。だから市外の方だとか、今回でも教職員の話がどうだという話がありましたけども、そういった方々のものでも別に本会議の議題に上がってなくても、その陳情が皆さんのお手元に配られて、それでこれはぜひやるべきだということになれば、議員間で話し合っ、それで意見書として取りまとめて出して、それを採択するかしないかというのを本会議でやれば、現状でも同じことがやれるわけですよ。

不規則発言あり

委員長 なんですか。

「委員長、13 番。」と発声するものあり。

委員長 だから、そのことは分かってみえますか。

意（13） いや、今おっしゃったことが可能であるのであれば、今までとどこがどう違うのか教えてもらっていいですか。

委員長 何の違いを聞かれているのか、分からないですけど。

意（13） 今おっしゃったのは、議員に配って議員が意見書として本会議に上げるってことですよね、違うんですか。

委員長 私が言ったのはそういうことですよね。

意（13） であれば、もう別に今までの陳情と何らそんなに変わらないと思うんですけど。逆に言えば、その陳情書を出す人がいちいち議員に封筒でこうやって郵送しないといけないとなるのであれば、やはり多くの人の市民の意見を出す人も、なるべく手間がかからないような形で出していただけるような形にすればいいと思うので、何が今のやり方と違うのかっていうのが、結局、簡単にそれを議会が取り上げられるか取り上げられないか、いわゆる出す人の手間になっちゃうのかなと思うんですけど、違いますか。違うのであれば教えてください。

意（1） 今まで陳情が郵送で来た場合は、本会議にかけずにそのまま皆さんに配布という形をとったと思うんですよ。今回は市内在住、在勤、在学の方以外は、受け付けはします、受付をして郵送と同じ扱いで配布だけはするという形になるというふうに理解しております。以上です。

意（13） 分かりました。だから配布だけは郵送と同じようにされるんだけど、でもそれを取り扱うかどうかについては、全部それを議運に在勤在住在学とかでなければ、議運にかけるってことですよね、それを。違うんですか。

意（1） 議運にかけるのは、在住在勤在学の方からの陳情は議運に諮って本会議にかけるかどうかを判断すると、それ以外の方、郵送と市外の方については議運にはかけずにそのまま配布という形をとるというふうに理解しております。

意（13） 私はやはりせっかく持って見えたのであればそれはやはり今までどおり受け付けて、

議会で取り上げたほうが、私はそれは本当にこれ愛着を持ってとかいろいろおっしゃっているんだけどもちろんそれはそれでいいんですけど、やはり国の制度に関しても今回の先ほどの例でもそうなんですけど、本当にこれ大きく高浜市にも関わってくることで、やはりそれは逆に言えば国の制度を変えてみんな良くしようねっていう思いで出していただいているので、それはやはり今までとおりのやり方がいいと思います。私は今までどおりの取り扱いで、しっかり本会議で今までどおり議論すればよろしいんじゃないでしょうか。

「ちょっと、論点が変わってきたかな。」と発声するものあり。

委員長　ですから、先ほどちょっと私のほうで論点まとめをしようと思ったところに、ちょっと違った話が出ましたので。今この市内の方と市外の方と単純に分けさせていただきますけども、市内の方から来たものに関しては議運にかけて、その中で議題として取り扱うかどうかということとをそれも精査するということでよろしいですかね。それは、それでいいんですか。

意（11）　今委員長が言われているように、この市内在住、在勤、在学の方から受けて、これを議運にかけて、この中から精査しながら陳情に議題として上げるかどうか、審査をするということとを原則にしてみたらどうかというふうに考えております。

意（13）　ではお聞きしたいんですけど、議会運営委員会に諮るってことなんですけど、諮った場合の基準というのはどういうものを考えてみえるのか教えてください。

意（11）　皆さんの御意見を伺って、そこで最終決定。議運というのは最終決定でありますので、そこで議論をして皆さんに諮って最終決定をするというのが議運だと思っております。

意（13）　それはそうなんですけど、それを取り扱うか取り扱わないかは、どういう基準でされるんですかというのが分からないので教えてください。

「議題が違うよ。」と発声するものあり。

「今から議論する…」と発声するものあり。

意（13）　いや、議会運営委員会に諮るって言っているから、私は諮る必要はなく今までどおりやればいいと思っているので、諮るのであればどういうふうにやるのかなということが分からないと賛同できないので、教えてくださいって言っているだけです。

不規則発言あり

委員長 今議運で諮るということに決定しているわけでもないですし、私が言っているのは、こういう案がありますよというので、そこで今現状ここに賛同できる方はどれぐらいいるのかなということをおっしゃっていただいたんですよ、ですから少なくともここにあるのは、新政会さんと高浜市民の会さん、共産党さんは、今までどおりでという御意見の一致でよろしいですよ。

意（13） だから、今お聞きしたことをどうしようかって考えるためにもし議会運営委員会に諮るんだったらどうやってやるのか、私ちょっと想像ができないのでどういう基準でこれは受けるか受けないかって決めるのかというのが分からないので、この議会運営委員会に諮るということ自体が私はいいかどうかは今判断できないんです。だから委員長が今言われたことが今判断できないからお聞きしたいので、質問に答えていただけないでしょうかというところです。

意（11） あの何遍も言いますけれども、議運というのは議会の中の最終決定議決機関でありますので、そこで皆さんで提出された陳情に対して議論をして、これは本会議で上程するものだと諮ればこれを上程させていただくということになります。

意（13） それがちょっとそこで諮るということが…。諮って、では何がよくて何が駄目かというのがよく分からないなっていう基準が分からないのと、今の話でいくと。あと議運にかけるとのことになるとその前に議論するっておっしゃったものですから議論するのであれば、各派代表者会議とかにかけていただいてそこでしっかり議論をしないと、議会運営委員会という一部の議員だけになってしまうんですけど、そういう形にするということでしょうか。そうではなくてただ議会運営委員会で一部の議員だけで決めるということなんでしょうか。そうすると、何かあまりにも人数少ないですし、議会運営委員会4人でしか議論できないですし、それからその判断というのが諮ってどう判断するのかが、私よく分からないんです。何がよくて、何が駄目かという判断が分からないんですけど、そこで。

委員長 まず申し上げておきますけども、議会運営委員会というのは、議会の諮問機関であります。議長が陳情に関しては受理をする。その受理をした陳情に関して、今の一つのこれ例で言うと、市内の方と市外の方と分けて、市内の方については議長の判断の中でこれを議運にかけて議題とすべき陳情かどうかという判断をしてくださいという諮問をするわけです。そこで、議会運営委員会がその中で精査をして議案にするのか、議員配布のほうにするのかということを決めて

いくという、そういうスクリーニングをかけていくというのが、一つの例として今出ているわけです。ですから、それを何をもって判断していくんだというようなことを今言われましたけども、あまり例をいろいろ出すとあれですけども、たとえ市内の方の陳情であっても、それが海外のこれをこうしてくれみたいなもし陳情であれば、それが高浜市議会の本会議でかけるべきものかどうかということはおのずと分かるじゃないですか。ですから、当然そういう判断の中で進めていくと、高浜市政に高浜市民に直接的に関連するようなことに重きを置いて進めていくというのが基本だと思います。これは今でも変わっていませんから、基本だと思いますのでそういったことをやっていくのが議運の役割になってくるんじゃないかなと。それはあくまで議長の諮問という形で進めていく。だけど決定をするという場面をしっかりと表に出すためには、議運にかけるしかないんですよね。議長が自分で、これはいいよ、これは議題だよ、これは議題から外すよという、そういうことをやったほうが分かりにくいのではないかということが、この議運にかけるという意味だと思います。これは、ほかのことに関しても議会に関しては議運で決めるっていうのはそういう意味なんですよ。議長が自分で勝手に決めましたっていう話ではないということで、今までずっとやってきていますので、意味合いとしてそういう場所が議運だよということで、御理解をいただかないと何の基準でこれがあって、基準のないものが陳情としてくるんですよ。だからここでどんな基準でというふうに言われても、やはり高浜市民に深く関わりがあるものかどうか、今の世の中に非常に関わりの深いものかどうか、そういったものが当然中心になっていくというふうに私は感じておりますけれども。実際は、それが来てみてその陳情の姿形がどうなっているかによって変わってくるんじゃないかなというふうに思いますけども。その議運のスタンスというのはそういうものだということは、委員長として言わせていただきますけど、これ御理解していただけますかね。議運のスタンスの話ですよ。

意（13） 今スタンスとおっしゃったんで、スタンスというのであれば委員長と副委員長と変わって、ぜひ御意見いただけたらと思います。やはり委員長は公平公正に議事進行のみに努めていただきたいと思います。

「必要ない。」と発声するものあり。

委員長 申し訳ないですけども、委員長としてスムーズに進めるために、議運というものがどういう意味でここに今存在しているのかという説明をさせていただいたんですよ。御理解ができな

かったようなもんですから。

意（９） 先ほど、13 番委員が議会運営委員会を一部の議員で決めているとおっしゃったんですけど、それは違って、我々はルールにのっとって意思決定しているので、その一部の議員で決めたというその発言ですね、それは、どうなのかなと思うんですけど、委員長どうですか。

不規則発言あり

委員長 実際、そういう見方をしている議員さんがいるということは非常に悲しいことでありまして、ここは今日議会改革特別委員会ですので、議運に対する考え方というものは、私が今述べさせていただいたのは、議運の存在、それからその意義というものですので、ですから、それでよしとさせていただきますけれども。決して、例えば議運は委員会であります。例えば、総務建設委員会で決定したことが一部の議員が決定したというのと同じ話ですし、高浜市議会の決定が市民の一部が決定したと言っているのと同じです。それをしっかりと肝に銘じていただきたいと思います委員長から申し上げておきます。

それでは、基本的には市内在住、在勤、在学の方からのものを優先していくということ、こちらに関してはどうでしょうか。

意見なし。

委員長 決して受け付けないということではありませんので、受け付けは全て陳情の受付基準にのっとって出されたものに関しては全て受理をしてもらおうと、議長さんに。議長さんのほうから、例えば、もう一つありますけれども、議長が市外からのものであっても急を要して、ちょっと時期が悪いので変な言い方に聞こえてしまったら困りますけれども、どこかで災害が起こってその災害の近隣市から何らかの救援してほしいというような陳情が来たというようなことがもしあったならば、それは多分、議長としては当然早急にこれ取りかからなければいけないだろうと、要は臨時会を開いてでもやらなければいけない、その陳情の受理みたいなものも可能性としてないことはないと思いますので、基本ラインをここで決めていきます。ただ、議長判断というのはそれだけの采配を振るっていただかなければいけないものですから、判断に困るものは先ほど言ったように、議運のような諮問機関にお願いをして決めていただくということになると思います。

当然これだけの数の議員しかいない高浜市議会ですので、議長さんが1人ずつ訪ねて行っても知れています。こういうものが今来ているんだけどということですね。ですから、そういうことを、ちょっと今の話はとてつもない話かもしれませんが、そういうこともあり得るということは頭の片隅に置いていただいたほうがいいのかなというふうに思いますけども。市内のものを優先的にするというところに関しては、これ書き方としては、限ることとするという書き方しかできませんので、優先的にという形では書けませんのでこういう形になるとは思いますが、ここまでの部分ではどうですかね。

意(13) 今の優先的にというのを書けないというふうでこのままというふうになってしまうと、逆に陳情書を出したいと思っている人たちがすごくハードルというか、これを見ると、出せないんだな高浜市は、となってしまうので、やはり私は今までどおりにすることが一番すっきりしているし問題ないのかなと思います。先ほど、これを議会運営委員会にかけようかについてもっていうふうにおっしゃったんですけど、そこも何かよく基準が分からないです。なので、先ほど委員長言っているように、はっきり言ってどう考えても陳情に値しないものとか、書式としても整っていないとか、さっき言ったように全く関係ない、それも関係ないかどうか分かんないんですけど海外の制度をどうしてほしいとか、そういうことに関してはもちろんそれは受け付けるものではないと思いますが。逆に何か今こうやって決めるとなると、何かすごくいろいろ問題が出てくるのかなと思いますし、やはり今までどおりのほうが一番いいのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

委員長 それでは、少し論点を前に進めていかないと、例えば、市内在住、在勤、在学の方からのものに限るところから、それで終わりじゃありませんので、今後のこともありますから、そこに対しまして、ここで一度決を採りたいと思うんですけども、どうでしょうか。

お間違えないようにしていただきたいのは、陳情は全て受け付けます、全て受理します。その中で本会議の議案として取り上げるものに関しては、市内在住、在勤、在学のものに限ると。先ほど13番委員がおっしゃられたように、ほかの市町から来た陳情に関してはということのお話がありましたけれども、例えば、高浜市内の方をお願いをして高浜市内の方のお名前を出していただくことも多分可能だと思いますし、それから我々議員に声をかけていただいて、議員がなるほどと思うようなものであれば陳情ではなくて請願という形であれば、どなたからの請願もこれを受け付けなければなりませんので、議案として取り上げることになるわけですから道を閉ざすものではないということ。これをちょっと理解をしておいていただきたいというふうに思います。

意（13） 道を閉ざすことではないというのは理解しますが、やはり今委員長がおっしゃった形にすると、さっき言ったみたいに災害のときにこういう陳情を出してほしい、ちょっとどういうものかよく分かりませんが、そういうのを出してほしいということになったときに、結局そういうときは急いでいる、何とかしてほしいという思いに対して、市内の人を誰か探さなければいけないとか、紹介議員になってもらわなければいけないとか、そういうことをしないとイケないということになると、いわゆる私はハードルが高くなりますし。このものに限ることとし、ということはどういうふう、とりあえず受け付けるんだけど、それを本会議で諮るかどうかについての表現の仕方というのを具体的にどういうふうにするかという。市外の人でも今までと同じようにハードルなく自分たちの思いを伝えてほしいってということで、出しやすくしていただくってことは、すごく私たち議員としてはそういうふうにしたほうがいいと思いますので。どういうふうに具体的に変わることができるのかその辺をちょっと示していただかないと、私も賛成できないんですけど。

委員長 今の現状のお話をさせてもらいますけども、現状でも受理したものは一旦議長預かりなんですよね。議長預かりで、これに関して明確になったものは郵送で届いたもの、これに関しては議長預かりで、全てこれは各議員さんに配布という形になります。今タブレットですから配布してくれますけれども、昔は各会派配布でしたから 10 人いても 1 つしか来ないんですよ。こちらでコピーしてみたいなことでした。議長預かりといたら基本的には、郵送以外のものに関しては全部まずは議長が預かるという場面がありますので、受理をするわけですから。そこで、これは市内外関係なく取り急いで高浜市議会の結論を出さざるを得ないというふうに考えたものに関しては、当然これ議長がそれをまた議運にかけて、これは違うけども議運で諮ってくださいという諮問をされるはずで、市外から来たものであってもね。議長が受理しているという事実と、それから議運は議長の諮問機関だという事実、これは変わらないですから。そういう急を要するもの、高浜市議会がどうしても早くいろんな決定を出して、市議会一丸となって動かなければいけないようなものに関しては、当然それは議長さんが議運にこれを特別に諮ってくださいと言ってくるはずだと私は思っていますけど、今でもそういうシステムですからね。

意（13） 今議会運営委員会というのは、告示の日に最後に日程を決めていると思うんですね。例えば、9 月議会だったら 9 月議会の告示の日なんですけど、陳情は前日までに陳情を出すことは今可能だと思うんですけど、そうすると、そこでこの告示で日程を決めるときにそれも全部諮るという理解ですね。

委員長 そこはまだ議論に至ってないので。例えば、議運で諮るということが決まれば、当然、陳情の締切りをどうしましょうとか、議運をどこで開いて決定しましょうか、という話をそこからやっていくわけですね。今のスケジュールだと陳情受け付けて、それから議運に諮って何とかと言ったら、次の本会議になっちゃうというスケジュールになってしまうから。

意（13）であれば、私も今委員長がおっしゃるとおりだと思いますので、スケジュールをきちんとこういうふうだったらできますよというのを示していただかないと。今のだと、ちょっと多分皆さんもよく分かっていないのではないのかなと思うんですね。だから、やっぱりそれはスケジュールを決めて、もしやるのであれば諮っていただきたいと思います。今の状況だと、私は賛成も反対もできません。

委員長 それではちょっと整理させていただきますね。

受理された陳情に関しましては、市内在住、在勤、在学の方から出されたものに限って議運にかけて、本会議の議案として審査するかどうかを決定するという前提、まず。その前提の場合に、陳情の締切日をいつにするのか、それから議運の開催をどこでやるのか。このスケジュールを出してくれということで、よろしいですか。

意見なし

委員長 そういうことですね。それでは、これ市政クラブさんのほうでいいのかな。よろしいですかね、今言ったこういうスケジュール感で。要は、告示日の何日前を陳情書の締切日にする。それを受理した陳情を議運に諮って決定するのをいつまでにやる。告知の前日、要は今の陳情書の締切日を議運が何かで決めてやってくような形になるのかな。そんなようなスケジュールをざっと出していただいて、それでもってここでお諮りするような形をとるということですけども、そういう意味でよかったですかね。倉田委員、そういうことでよかったですか。

意（13） だからスケジュールを変えないと今の話だと私もできないと思うから、もうスケジュールを変えるのであれば、私は今までどおりでいいと思います。

委員長 それでは、陳情締切日と議運開催日等は決定したらその折決定していくということで、よろしいですかね。

意見なし

委員長 それでは、今この論点のところに書いてあるように…

「委員長。」と発声するものあり。

意（13） 1点確認したいんですけど。今委員長がずっとお話した中で、市内在住、在勤、在学以外の人でも受理をして、急ぎのものに関しては議会運営委員会には、そういう場合は諮らずにそれは委員長判断で本会議に取り上げるということですか、そうではない。全てそこの線引きがよく分からないんですけど、どういうふうにされるのでしょうか。

委員長 議長判断です。議運の委員長は関係ない、議長が受理をされる。受理をされて、確実にこれは本会議に議案として上程すべきものだという判断があれば、当然その議運のところに、それが市内在住、在勤、在学の方ではないものであっても当然諮問機関ですから、議運のほうに出されるという形になると思います。

意（11） 一応ルールを決めて、それから外れたものをこれは緊急に議運の判断を仰がなければいけないという判断であれば、やはりそういう判断をせざるを得ないと思いますので、とりあえずルールを決めていただくということが一番大事なかなと思っています。

委員長 最終的には今言ったように、ルールを決めた中でそこから突然外れてしまうもの、でも非常に重要なものであればそれに関しては議長判断でもって、ここに必ず投げ込みますよとか、議運に必ず諮りますよとか、自分で決定させていただくとか、という権限は議長にはあるというふうに思っていますから。その辺のところは今もそんなに変わらないはずですので、まずルールを逸脱したときはどうするという話よりも、こういうルールにしましょうというところを決定していただかないと、決まりませんので。

意（13） だから今までルールが、郵送か、郵送ではないか、それかもう本当に全然その陳情に値しないか、この3つだけだったと思うんですよね。すごく私明確だったと思うし分かりやすかったと思うんですけど、それが何か今回こうやって変えるとなるとあまりにも何かすごく分かりづらいというか、何かそういう状況にならないのかなと思うんですけど。委員長のお話ではなくて、ほかの委員の意見を聞きたいと思います。お願いします。

委員長 どなたか御意見ありますか。

意（2） 市内在住、在勤、在学の規定を入れると複雑怪奇になるという今お話がありましたけ

れど、3通りが4通りになるだけの判断という部分と。先ほどからずっと聞いておりますと基本的には議長が判断できる部分であるんですけど、議会運営委員会に諮って、やはり分からない部分もあるという部分もあったものですから、それだけに限らず市内の分を取り扱うということで、市内在住、在勤、在学の方は原則諮ろうというような今回出しているわけで、もう複雑に考えることなく、単なるシンプルな考えだと思っております。

委員長 ほかに御意見ありますか。

意（13） 荒川議員の今4つとおっしゃったことを教えてもらっていいですか。

意（2） 今自分で3つと言ったところを、郵送分、それからそれ以外の部分、取り扱わない部分と3つ言われたはずですけど、その真ん中の部分ね。取り扱う部分を市外の部分、市内の部分と2分しただけの話です。よく聞いていてください。

委員長 ほかに御意見ありますか。

意（11） 陳情書は全て受けるということですよね。仕分けをして議運にかけるとか、ということになる。だから陳情者の思いを閉ざすことなく皆さんに配布するわけですから、それは勘違いしないようにしていただきたいと思います。この条件にあったものだけを議運にかけて、そして議案として取り扱うかということを決定するということです。全ての陳情者の陳情を封印するというか、そうではない。全ての陳情を全ての議員に配布するということです。間違えないようにしていただきたいと思います。

不規則発言あり

委員長 ちょっと静粛にしてください。まず、議長が受理した陳情に関しましては、市内、市外と分けさせていただく、それからもう1点郵送ですね、その3通りです。3通りにすること、郵送に関しては各議員さんに配布をする、市外に関しても各議員さんに配布、市内から来たものに関しては、これは議運にかけて議案とするか、あるいは配布にするかを決めていくということになると思います。よろしいですか。ちょっとこれ何ていうのですかね。こういう場合は、ああいう場合は、とあまり細かいことは全然抜きにして市内在住、在勤、在学の方からのものに限るというのはそういった意味合いであります。これに関しては議運にかけて、議案にするかどうかの検討をしてもらおうと。これに対しまして、一応採決を採らせていただいてよろしいですかね。

意（13） 採決で賛成多数で決めるのではなくて、やはり全員でそれに対していいよということで、私が議員になる前はそういう形で決めていたということです。やはり物事を変えるということはすごく大きいことですので、それは全員の同意を持って変えていただきたいと思います。採決を採るのは結構ですけど、全員の同意でお願いしたいと思います。

委員長 それでは、陳情者が市内在住、在勤、在学の方からのものに限るということに対して、御異議ありますか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「異議あり。」と発声するものあり。

委員長 異議があるそうですので、採決を採りたいと思います。

「全員の同意をもって変えてください。」と発声するものあり。

委員長 それでは、今後陳情に関しましては陳情者が市内在住、在勤、在学の方からのものに限る。これ議案として取り上げる1つ目のハードルが、に限るとすることに、賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

挙手多数

委員長 挙手多数ですね、ありがとうございます。

当然そこまではこれで一度決まったものとして、その後この市内の方から出された陳情に関しては議運に諮るということに関しましては、これは異議ありませんかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

「異議あり。」と発声するものあり。

委員長 異議ありの方はその手前からの反対で異議なんですか、それとも議運に諮るのではなくて、どこでやれと言うのですか。

「手前から反対です。」と発声するものあり。

委員長 はい、分かりました。

それでは異議がある方が見えますので議運に諮ることに対しまして賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

挙手多数

委員長 はい、多数ですね。

これあくまで陳情というのはもう生き物に近いものでありまして、様々な内容が多岐にわたると思います。そういう部分で言うと、議運にかけた後これが議案となるのか、あるいは議員の皆さんに配付になるのか、こういったことの精査をするための議運だということで、よろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

「異議あり。」と発声するものあり。

委員長 それは、この手前の部分からの異議ですか。

意（13） 手前からの異議です。やはり皆さんの声を、市民の方に影響のあることもあるので、逆にそこを何かルール化してしまうと本当に、その先ほど言っている線引きがよく分かりませんので、今までどおりの運用が一番いいと思いますので、異議を申します。

委員長 それでは、今日今採決を採らせていただいたけど、これ採決を採ってもまだ決まっていませんからね、何も。ここの意見の取りまとめですので最終的な決定は、当然議運で申合せに載せるときの決定が最終になります。

今日の今陳情でだいぶ時間を取ってしまいましたけども、今日決まった部分だけ委員長のほうからちょっとお伝えしますと、まず陳情に関しては全て受理をする、陳情書に問題がない限りは議長が受理をするということでもあります。その中の郵送における陳情に関しては、これは議長が配布すべきものに関しましては全ての議員に配布をする。それから市外の方から来たもの、それ

にしましては、これは議長が配布すべきものだということであるものに関して全ての議員さんに配布をする。それから市内在住、在勤、在学の方から来た陳情にしましては、これを議長が議運に諮って議案に取り上げるものとするのか、あるいはこれは他の陳情と同じように配布で終わっておくべきものなのかという決定をしていくという形。

これが基本的な一つの形を今新たにつくることができましたけども、それでよろしいですかね。

「委員長、13 番」と発声するものあり。

意 (13) ちょっと私違うところがあると思ってしまして、まずもって値しないものもありますよね、配らないものもあるんですよ、ないのですかそれは。あるのであれば、それは受理ではなくてただ単に受付をただけだと思うんですけど。

委員長 陳情は、私が先ほど言ったように多種多様にあるんですけども、議長宛てに出す陳情に対して、出し方あるいは書き方が問題なく整っていればこれは受理せざるを得ないんですよ。だから、受理をしたからそれを検討しなければいけないということは、どこにも書いていませんので。ですから…

「受理したら検討するわけ…」と発声するものあり。

委員長 受理したというのは、議長が正式に受け取るということですので、それを検討するかどうかということを決めるのが、今言ったように市内の方から来たものでなおかつ議運に諮って議案にしてみんなで審査しましょうということが決まったものは審査をしますけれども、それ以外のものは配布であります。ただ、うちにはほとんどないと思いますけども他市の話を聞くと、例えば…

ちょっと、暫時休憩。

休憩 午前 11 時 38 分

委員間で調整

再開 午前 11 時 40 分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

意（13） 今、暫時休憩の間に、委員長のほうから受け付けも高浜市としては受理ということだと思いますので、そういった理解でよろしいんですよね、全て受理ということでもよろしいんですよね。違うんですか、私はそういうふうには受け止めたんですけど。高浜市議会では、とりあえず事務局が受け取ったものも受理と今おっしゃったと思うんですけど、そうなんですよ。受理なんですよ、違うんですか。

委員長 議長。

議長 先ほど委員長が言われたのは、陳情については受理ということだと。倉田委員が、ほかの部分のことも含んで言っているのか分かりませんが、陳情については全て受け付けて、体裁が整っていればいいということを今言われたと思います。

「受理…。体裁整っていれば、全部受理なんだね。分かりました。議事録に残してください。」と発声するものあり。

議長 陳情はですね。

委員長 今、陳情の話をしていますのでね。

「いいですよ。そこが確認したかっただけなので、私。」と発声するものあり。

委員長 それではもう一つ陳情の中で陳情の取扱いについてというところを、議会運営に関する申合せ事項に明記するか、あるいは要綱を作成するのかが残っておりました。これに関しまして御意見は皆さん方からいただいておりますけれども、基本的には申合せ事項へは明記をするということで申合せ事項に載せるということで、よろしいですよ。これは…

「委員長。」と発声するものあり。

意（13） 残念ながら、もう議会運営に諮って市外の方をかけるということに、今少数意見を取り上げていただけなかったんですけど。それであるのであれば、申合せ事項だけだったらはっきり言って、今まで出してきた人とか今後出そうという人が分からないと思うんですよ、取り扱

っていただけるかどうかというのが。それは絶対に変えるべきじゃないでしょうか。

委員長 だから、要綱をつくるということですか。変えるっていうのは、要綱か何かをつくって分かりやすくするということですかね。そういう意味で言われたんですか、今。

意（13） 私は、今までと変わらない取扱いなので申合せでいいと思っていたんですけど、今残念ながら変えるっていうことになれば、それをどうするかというところまでは私は考えていませんので。それをどうするかについては、今までのどういうふうに明記されているかというところをもう一回精査したいと思います。今までどおりだと、ホームページとかにもいろいろ載っていますけどそこもどうするかについてもあると思うので、精査しなければいけないと思います。ですから、今もってすぐ意見は言えません。

委員長 いや、ほかのところは置いといて、議会運営に関する申合せ事項に明記するかどうかというところを伺っているんですけど、それは明記するでよろしいですよ、倉田委員。ここに関しては…

「委員長、13 番。」と発声するものあり。

意（13） たしか、これ条例か規則に載っていたと思うんですけど、陳情、請願って。ちょっとそこまだ今すぐ私も確認できないんですけど、違いますかね。そうなってくると私は変えていかないと、出したのに取り扱ってくれないじゃないかということでトラブルになるかなと思うんですけど。だから、今すぐに私は申合せだけでいいとは今言えないという状況です。

委員長 会議規則では請願が載っていて、陳情は請願に準ずるという形で載っているだけです。ですから、陳情自体がこうだあだってことは会議規則に載っていませんから基本的には議会運営に関する申合せ事項に、こういう方法で陳情を取り扱いますよということ載せるべきだろうということだと思いますけれども、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「ホームページがちょっと載っていないのかな…」と発声するものあり。

委員長 ホームページとかにも載っているけど、何を基礎としてホームページに載せるかということを決めるためのものが申合せでいいですかということ伺っているんですよ。

「申合せだけで…。準ずるんですよね、陳情、請願…」と発声するものあり。

「市外の人については全て受け付けない…、これちょっと全部条文を読まないと分からない…」と発声するものあり。

委員長 それでは、ちょっと事務局のほうでも調べてもらったりしますので、とりあえず先ほど言った変更の部分だけを今回の決定とさせていただいて、議会運営に関する申合せ事項あるいは要綱、その他条例、規則その辺のところに関しましては、また次回までに調べてくるようにさせていただきますので、そのような形でよろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 ありがとうございます。

## 2 関連質問について

委員長 本件に関しまして皆様方から各御意見を頂戴しております。

論点としては、現行の議会運営に関する申合せ事項の記載内容を変更する必要があるのではないのかということで、これに対して市政クラブさんから順次会派の考え方、その理由等、ちょっと分かりにくいところもありますので、ここでお知らせをいただければと思います。

意（11） 原則、関連質問を行うということで、一般質問の最後に、その答弁に対して疑義、こうではないか、こう言ったけどこうではないのかとか、疑義が生じた場合に限って質問をするというのが一般論じゃないかなと、私は思っております。それに対してああだこうだという質問をするということは、第2の一般質問に当たると考えておりますので、答弁に対して、自分はこう思うんだけどこう答えたんだけどこうじゃないですかとかいうような確認をするというところまでにするのが、関連質問ではないかなと思っています。

委員長 次に公明党さん。

意（5） 関連質問を行うこと自体は、従来どおりで問題ないというふうに考えております。

以上です。

委員長 次に日本共産党さん。

意（12） 7月のこの委員会で、委員長のほうから過去共産党の議員が3人いた頃のお話がありました。ただ、その頃私はまだ高浜にも来ておりませんでしたし、党とも全く関係ありませんでしたので、当時の状況は承知していません。ただ、委員長が言われたようなことがあったんだろうか、まああったんだろうなと思います。しかし、私は人のふんどしで相撲を取る、そうしたことはさらさら考えておりません。一般質問で聞くまでもない、ここだけは聞いておきたい、確認しておきたいなと思うことを1つだけ取り上げて質問をさせていただいております。

ぜひこの関連質問を今後も継続していただければと思っております。

委員長 次に高志クラブさん。

意（8） 従来どおりでお願いします。

委員長 次に新政会さん。

意（14） 1人1問の部分削除していただきたいと思います。

委員長 続きまして、高浜市民の会さん。

意（13） こちらに書かれたとおりで、今までどおり関連質問はしっかりやるべきだと思っております。

委員長 これはあれですね、1問ではなくて1議題に対してという。1問ではないということですね。

意見なし

委員長 続きまして、清風会さん。

意（9） 基本的には従来どおりでいいと思うんですけど、やっぱり本来の関連質問の意義を考えてもらって、そういうことができるのであれば今現行の関連質問のあり方でよいとは思っています。

委員長 次に凛々会さん。

意（7） 答弁に対して疑義が生じた場合に質問が必ずできればいいのかなとも思うんですが、それがまたさらに疑義を生じてしまう可能性もあるのかなと、ちょっと今までの一般質問の後の関連質問を聞いていて思うこともあるので、そういう意味では、そういうのが続くのであれば、関連質問は行わないほうがいいかなと。

委員長 そうしますと、今までどおりというのは、公明党さん、共産党さん、高志クラブさん、清風会さんでよかったですか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 新政会さんと高浜市民の会さんが1問の部分をもうなくして、新政会さんは、1議題はいいわけですね。

意見なし

委員長 お二人は2問をなくして1議題5分と、これでよろしいですね。そういうことを言われているということ。

意見なし

委員長 それで市政クラブさんは、疑義が生じた場合に限るということで新たな質疑はできないと、反対に。そういう意味でよろしかったですか。

「それでいいです。」と発声するものあり。

委員長 これはまだ検討は必要だと思いますので、もうちょっと昼前になりましたので。

凛々会さんは関連質問をしない、行わないという意見。これが初めからそういう意見が出ておりましたけれども、こちらのほうはどうですかね。結局、短時間でやることによって、余計に議論がかみ合わなければ余計に分からない話になってしまうだけではないかという懸念ですよ。

意見なし

委員長 もう一度考えていつていただきたいと思います。今私この方たちは大体こういう意見ですねということで今まとめさせていただきましたけれども。それを踏まえてどのような譲歩がで

きるかによっては、もう少し先に進めるかなというふうに思いますので…

「委員長、13 番」と発声するものあり。

意 (13) 今の委員長の意見に賛成なんですけど、この関連質問ができた経緯っていうのをまたちょっと事務局のほうで調べていただいて、それを教えていただきたいと思います。

委員長 関連質問ができた経緯、私のほうから前回か前々回かお伝えしたと思いますけども。やはり基本的には、一般質問の答弁でもらった答弁がやはりどう考えてもちょっとおかしくないかなというようなことが発生した場合にそれを正すということが、関連質問の元々だというふうに私は聞いていますけどね。

「それは、いつの、どの議会で、どういうふうに決まった話みたいな…」と発声するものあり。

「調べればいい…」と発声するものあり。

委員長 私とか鈴木委員は、先輩からこれはこういうものなんだという教えしかもらってないんですが、関連質問に関しては。だから、あそこの部分が分かりにくかったからここまで答弁してもらうようにここで関連質問をやったほうが良いというようなことで、関連質問をやることによって、より答えを引き出すようなことができるよというそういう場面というのと、それから…  
暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 56 分

委員間で調整

再開 午前 11 時 58 分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長 関連質問についてというのをこの議会改革をテーマにしていこうといったところにちょっと立ち返ってください、過去の歴史の話はどういうふうでもいいです。いいけども、要は 1 人 1 問 5 分以内という申合せの中に書かれていますよね。これがどのように捉えられとるかということは、ちょっと皆さん方の多分認識が揃っていないので、それをきちんとしたほうが良いの

ではないかというところが、元々のこのテーマに上げた理由だったと思います。

「違う、違う、違う。理由じゃない、それ。委員長、13 番。」と発言するものあり。

意 (13) いや、違います。そういう理由ではなくて、1 議題に対して 5 分以内ということなんですけど、一つのある議員のあるテーマに対してほかの議員が関連質問で質問しました。でも、ある議員はその後 2 問、3 問とやっているのに、同じような形で質問をしてもそれはいや 1 問ですからと切られてしまうので、そこを私は問題にさせていただいて、内容とかは全く問題にしていないので、そこをどういうふうにするのかというところを、そこを決めていただきたいだけの話です。そこがあまりにもちょっと平等性がないかなというふうに感じたので、そこを決めていただきたいという思いですので、趣旨が違います。

委員長 それではテーマから外しますか。今の言ったのは議長采配の話だから、それをきちんとしなければいけないとなると、5 分以内というのをやめて 1 人 1 問しか駄目というふうにするのか、5 分以内に何問でも答弁も含めて何度でも質疑ができるようにするのか、ということを変えるということをしてしない限りは変わりませんよ。今 13 番委員が言われているのは、議長の采配の話です。きちんと会議規則にも書いてある、議長が認めた場合はよしとすると書いてありますから、質問回数は。だから、それを不公平と思うか思わないかというのは、議員個人の感情の話であって、申合せ事項だとかそういった話ではありませんので。

「結構です。では外してください。」と発声するものあり。

「勘違いしとる。」と発声するものあり。

「だって、手を挙げただけで、質問の内容も聞かずにあれじゃん。」と発声するものあり。

「個人的なことを言ったら…」と発声するものあり。

「個人的って。質問の内容も聞かずにあれじゃん、却下するじゃないですか。だってちゃんと答えてなければ、そういう意味じゃないですよっていうことだってあるし。」と発声するものあり。

「委員長、…してください。」と発声するものあり。

委員長 今現状の関連質問に関しては申合せ事項の中に、関連質問は通告により一般質問が全部

終了してから1人1問とし自席で行う、質問時間を5分以内とし簡潔に行うということが書いてあります。だから…

「1人1問…」と発声するものあり。

委員長 1問ですけど1質問という意味ではありませんので、この1問は1議題に対してということで、5分以内というふうなものを基本的には5分の中で質問と答弁がやり取りできることというとおおむね1問ぐらいただろうということがこの中で想定されているわけですがけれども。これは、このままでいいということによろしいですか。

「いいじゃない。」と発声するものあり。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 皆さん、よろしいですか。

意見なし

委員長 関連質問については、福岡委員、よろしいですか、このままで。

意見なし

委員長 現行どおりということで、あとは先ほど言ったようにこれは本会議での話ですので、議長采配になりますので、やはり重要だと思われるもの、あるいは答弁が足りないことによって、例えば、勘違いが生まれてしまうだとか、そのようなことの判断があるやというふうに思いますけれども、そこのところをしっかりと議員1人が1人1問5分以内で簡潔に行うということで、御理解をしていただくということで、議題から外させていただきますけど異議ありませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 では、議題から外させていただきます。

### 3 本会議の質問における資料の使用について

委員長 これにつきましては、まず論点として、資料の持込みの可否。本当に持込みをするのかということ、持込みを決めるのかということが議論されてないということの意見もございましたので、論点の一番初めには持込みの可否についてまず皆さん方から御意見をいただいております。市政クラブさんから、意見のほう御説明をいただきたいと思います。

意（11） 基本的なところはさておきまして、仮に資料を提示したときにモニターをどう投射するのか、それから資料の配布の仕方、傍聴者にどうこの資料を見せるか、仮にモニターがあるとして、あれから傍聴者の方が理解できるような投射ができるのか、あるいは議員がこの資料はと言ったときにこれが映せるのか、そこら辺のところもしっかり考えていかなければいけないと思いますので。持ち込む、持ち込まないという意見と、もし持ち込んだ場合のその取り扱いをどうしていいのか、ここをちょっと検討する必要があると考えております。

委員長 次に公明党さん。

意（5） 公明党として、資料の持込みは可というふうに考えております。

委員長 次に共産党さん。

意（12） 共産党も、可として考えています。

委員長 続きまして、高志クラブさん。

意（8） 持込み可でお願いします。

委員長 次に新政会さん。

意（14） 持込み可です。

委員長 次に高浜市民の会さん。

意（13） 持込み可です。

委員長 清風会さん。

意（9） 様々な観点から考えて効果的であれば可でいいと思うんですけど、それがなければ今までどおりでもいいのかなと思っています。

委員長 次に凛々会さん。

意（7） 持込み可でお願いします。

委員長 この件は、実は議長のほうから今でも資料の持込みというのは議長が認めたものはオーケーですよということになるんだけど、厳格な規定がないからそれを規定したほうがいいだろうということで、結構細かな形で資料が出されたんですけども。そもそもその資料の持込みというところ関しまして、持ち込んでもいい悪いという議論をどこでやったかというのはあまり定かではないんですよね、多分私の中でも。基本的に議長がオーケー出せばいいだろうというようなところでやっていたのと、それから、ほとんどの議員さんがそういうものを持ち込んだことがなかったものですから前例もそんなにはないですね。ですから、その辺のところはちょっと今後どうしていくというところの議論が抜けてしまってここまで来ているんですけども、この資料の持込みの可否についての論点はなぜこれ一番初めに持ってこさせてもらったかというのと、資料を持ち込むのは、その議員さんの議論を当然手助けになるかもしれませんが楽をするために持ち込んでいただくというのは良くないというふうに思うんですね。というのは何かというと、当然、他の議員さんあるいは当局側、それから今日もお見えですが傍聴の方々、ライブ配信を見ている方、その後会議録を見る方、そういった方々にきちんと伝わらなければ、これ持ち込んだものは一切出てこないような状態では意味ってありますかね、これがあつたほうが分かりやすいから持ち込んでいるのではないんですか。そうすると、それがどのように残るのかどのように見えるようにするのかという議論がなしに、この大きさならいいだろうとかというのはちょっとその手前が抜けてしまっているのではないかなという気がしたものですから。どうせきちんと本当に要綱を細かく決めていこうというふうに議長の思いがあるのであれば、きちんとここからの議論をスタートさせないといけないだろうと。終着点はここですよ、要は会議録にはこうやって載ります、ライブ配信のときにはこうやって皆さんに見せます、傍聴者の方々にはこうやって見ていただきます、そういうようなことをきちんとこの議会からやれるようにしておきましょうということを決めてから細かいところをやっていかないと、絵に描いた餅にしかならないのかなという気がしたものですから、ぜひそこから進めたいということで、論点の一番初めが資料の持込みの可否ということになっているということを理解してください。

ちょっとこの皆さん方にこれを書いていただく前に、このことが伝えきれてなかったかなというふうに思いますので、それを踏まえて、次回もう一度考えていただきたいなと思います。だから、時間がかかりますよ、これ当然金もかかります、やろうと思ったら。持込み可にしてほしいと言われた方は、きつとここまで望んでいるのではないですかと思うんですよ。そうでなければ、単なる議員さんの紙芝居を持ち込んでいいですかになってしまいますよ。一番目に書いて、裏に

書いてあって、2 番目って言って、もう紙芝居じゃないですか。それじゃ駄目ですから、やはりここまでの議論をしていきたいなというふうに思うんですけど、これ、いかがでしょうか。

意 (11) 市政クラブとしても、可否を明らかにしておりませんが。今、委員長が言ったことを本当にクリアできるようなことであれば、私は可でも構わないかなと思っておりますけど。見せることよりも言葉で発して、仮に量であれば 1 リットル何本分が相当しますとか、よく東京ドーム 1 杯分ですとか、という言葉で表現することができると思いますので、こういう言葉で伝えるということも議員の我々の務めではないかなと思います。この紙のとおりということではなく、紙芝居だと言われましたけれども、そういうものではなくて言葉で伝える。これも重要なことだと思いますので、これもあわせて御検討いただきたいと思います。

委員長 それでは、どこまで持っていくのかということだと、先ほど言ったように金も時間もかかる話になってしまいますけども、これぜひこういう形で進めていくということで異議ございませんでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですか。次回、もう少し詳しくまた皆さんに考え方と、その理由についてなどもお聞かせいただくような形になると思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、これで今日の案件を終わりとさせていただきますけれども。

次回ですが、10 月は視察等いろんな予定が皆さん方入っていると思います。また、国政選挙もちょっといつあるやというような状況になっております。

今の予定で言うと、10 月 31 日とか 11 月 1 日とかこの辺でもし御都合がよければ、次回 10 月 31 日が木曜日、1 日が金曜日、この辺が。実はこれ以降になると選挙がどこであるのか分からないので、ここの場所が使えない可能性が結構出てくるんですよね、ですから 31 日か 1 日かどちらがいいですかね。都合の悪い方は見えますか、両日とも。基本的には午前 10 時からを考えています。

委員間で日程調整

委員長 31 日でよろしいですか。

「…よろしいです。」と発声するものあり。

委員長 では一応仮押えという形でも構いませんので、10月31日、午前10時から議会改革特別委員会を開催させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の案件はこれで全て終了とさせていただきます。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後0時15分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長